

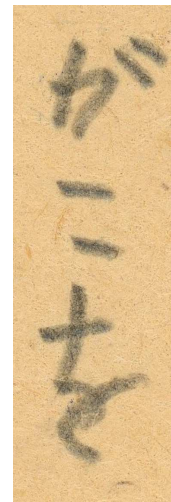
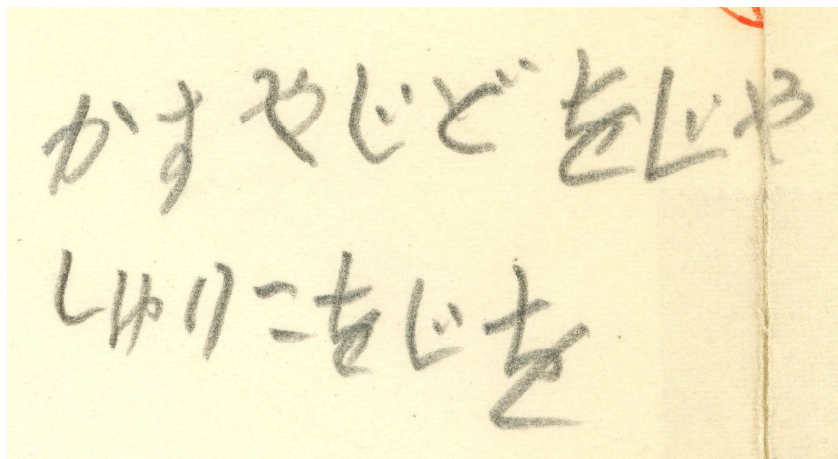
狭山第3次再審闘争の現状

1 部落差別が生んだ冤罪・狭山事件—部落差別と自白偏重の捜査・裁判

- (1) 1963年5月1日 脅迫状が被害者宅に届けられる
5月3日未明 40人の警察官が張り込みながら犯人取り逃がし
—警察の大失態 警察庁長官辞任
- (2) 世論の非難・行き詰まる捜査→被差別部落への集中見込捜査
- (3) 背景にあった部落差別—当時の報道に見る差別の現実
- (4) 5月11日 スコップ「発見」—すぐに死体を埋めるために使われ I 養豚場のものと発表→I 養豚場関係の部落青年に対する見込み捜査→石川さんを狙い打ち
5月21日に警察官が石川さん宅に行き上申書を書かせる
→翌22日県警鑑識の中間回答「脅迫状の筆跡と類似」→逮捕状請求
→翌23日早朝別件逮捕・勾留・代用監獄（密室）の取調べ—自白追求の手段
- (5) 「見た人がいる」（目撃供述をでっちあげ）→被差別部落青年3人逮捕
- (6) 1ヵ月の否認→6月17日保釈・警察署内で再逮捕→川越警察署分室へ移送→
弁護士との接見禁止→取調べで「脅迫状を書いたのは間違いない」と自白を迫る
（自白直前の取調べ録音テープ）→6月20日最初の自白「脅迫状を書いた」
*違法な弁護人との接見妨害（再逮捕後、接見制限、6月21～25日接見禁止）
*否認は死刑と脅し、自白すれば死刑を免れると誘導
→6月20日三人共犯自白、23日単独犯行自白 自白頼みの捜査が冤罪を生む
- (7) 有罪判決（1974年10月31日 東京高裁・寺尾正二裁判長）の根拠
＝①脅迫状と筆跡が一致（警察の筆跡鑑定）
足跡、スコップ、血液型、手拭い、目撃、犯人の音声
②自白通り被害者の万年筆が石川さんの家から発見（秘密の暴露）
③自白は信用できる（取調べに問題はない）

2 無実の証拠①—石川さんは脅迫状を書けない

- (1) 「石川さんが脅迫状を書いた」という有罪判決の根拠は警察の筆跡鑑定
- (2) しかし、石川さんが書いたもの（筆跡）と脅迫状の筆跡は明らかに違う
- (3) 当時の石川さんは脅迫状を書けなかった—事件当時の石川さんは文字を奪われた非識字者だったことが取調べの録音という客観的事実で明らかになった
取調べで書いたものはほぼすべてがひらがな。警察官が教えていた。
それでも促音や拗音、長音が書けていない。当時の石川さんは小学校1年で習うひらがなの表記のルールも習得していなかった
- (4) 弁護団は、証拠開示された上申書や取調べ録音テープをふまえてあらたな筆跡・識字能力 鑑定を提出（森鑑定、魚住第3鑑定 2016年12月）
警察官が教えて書かせていた。



▲石川さんが取調べで書いたもの （かすや自動車修理工場） （学校） （盗った時計）

当時の石川さんは拗音、促音、長音が正しく書けていない

じどうしゃ（自動車）→じどをじや しゅうり（修理）→しゅり

こうじょう（工場）→こをじを とった（盗った）→とた

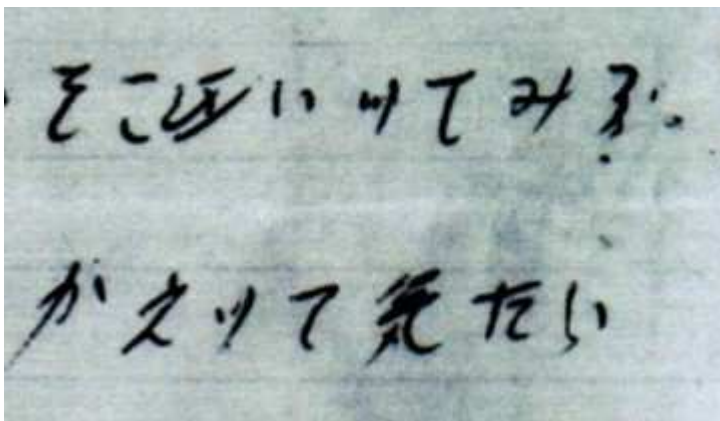
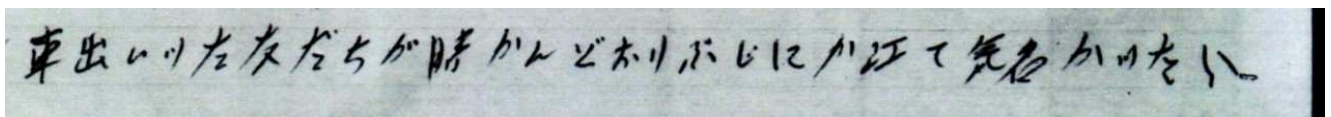
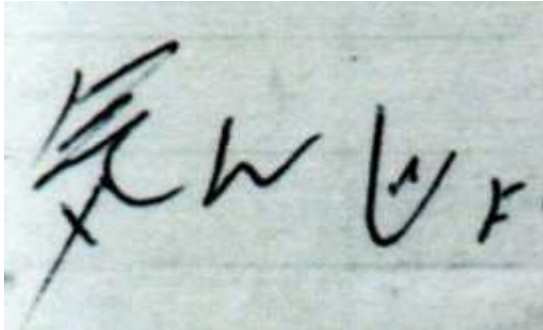
がっこう（学校）→ がこを、があこう、がこを、があこ

えきどおり（駅通り）→ エきどんり

⇔脅迫状は拗音、促音、長音が正しく書けている

「気んじょ」 「いって」 「時間どおり」

▼脅迫状



3 石川さんは脅迫状を書いていない—福江鑑定（2018年1月15日提出）

(1)脅迫状と石川さんの書いた上申書の筆跡が異なるという専門家の鑑定

第3次再審請求で2010年に逮捕当日に石川さんが書いた上申書が証拠開示

これをもとにあらたな筆跡鑑定が提出された——遠藤鑑定、魚住鑑定、小野瀬鑑定

筆癖、字の形態の違い、国語能力の違いを指摘

(2)コンピュータによる筆跡鑑定——福江報告書（2018年1月提出）

石川さんの書いた上申書・手紙と脅迫状は99.9%別人の書いたもの

コンピュータで筆跡を重ね合わせたときのズレ量＝筆跡の相違度を客観的に計測

石川さんの書いた文書と脅迫状の筆跡のズレ量（相違度）は同一人の書きムラでは説明できないほど大きい ⇒99.9%の識別精度で別人と判定できる

⇒石川さんは脅迫状を書いた犯人ではない

検察官が反証（科警研技官の意見書）を提出

福江鑑定人による再反論の意見書を提出（2018年12月20日）

(3)脅迫状・封筒に石川さんの指紋がない——齋藤指紋鑑定（2018年12月提出）

犯人が届けた脅迫状・封筒には被害者の兄や警察官の指紋は検出されたが石川さんの指紋はなかった。元栃木県警鑑識課員の齋藤保さんは、石川さん本人を含む3人の被験者で脅迫状を書いたり訂正する実験をおこない指紋が検出されることを確認。

4 証拠の万年筆は疑問だらけ（下山鑑定、原・巖島鑑定）

石川さんの家から自白通り被害者の万年筆が発見されたとして有罪証拠とされた。

しかし、万年筆はそもそも疑問だらけだった。

(1)発見万年筆は被害者のものか？

①下山第1鑑定（2016年8月提出）

事件当時、科学警察研究所の技官がペーパークロマトグラフィー検査で発見万年筆のインクを調べ被害者のインク瓶のインクと異なると鑑定していた。ところが、裁判所はインクが補充された可能性があるとして被害者のものという認定を維持した。下山鑑定人は、インクが混じっていればペーパークロマトグラフィー検査でわかるが、発見万年筆には被害者のインクの成分が科警研の検査結果に出ていないことを指摘。発見万年筆には被害者のインクが入っていないことを明らかにした。

(3)下山第2鑑定（2018年8月提出）蛍光X線分析によるインク成分元素の鑑定

石川さんの家から発見され有罪証拠とされた万年筆のインクには被害者が使っていたインクの成分元素であるクロム（金属元素の一つ）が入っていなかったことを蛍光

X線分析で科学的、客観的に明らかにした。有罪証拠の万年筆が事件と無関係であることを明らかにした決定打の新証拠。

⇒発見万年筆は被害者のものではない ⇒被害者から奪った万年筆が自白通り発見されたとした有罪判決は誤り、自白のウソと証拠ねつ造の疑いがある！

(3)原・巖島鑑定（2019年4月1日提出）

5月23日（刑事12人 2時間）・6月18日（刑事14人 2時間）という2回の家宅搜索の後に石川さん宅お勝手入口の鴨居（高さ176センチ、奥行き8・5センチ）から発見されたという発見経過のおかしさ＝10数人の警察官が2時間以上かけた搜索で万年筆を見落とすことは考えられない。

心理学者が12人の大学生で探索実験。創作の経験のない大学生でもお勝手内を探したら30分以内で鴨居の万年筆を発見した！まして警察官らが家宅搜索で発見できなかったことは合理的に説明できない。1、2回の家宅搜索のときに鴨居に万年筆はなかったとしか考えられない。自白して初めて発見されたとは言えない。

5 取調べ録音テープが明らかにしたウソの自白の真相

(1) そもそも自白調書に疑問 客観的事実と合わない、不自然な自白、自白の変遷

(2) 最初の自白「脅迫状を書いた」は捜査官の強要だった

—開示された取調べの録音で判明した自白の強要

取調べの録音のやりとりは動かせない客観的事実

(3) 「無知の暴露」（非体験性）—石川さんは死体がどうなっていたか知らなかった。

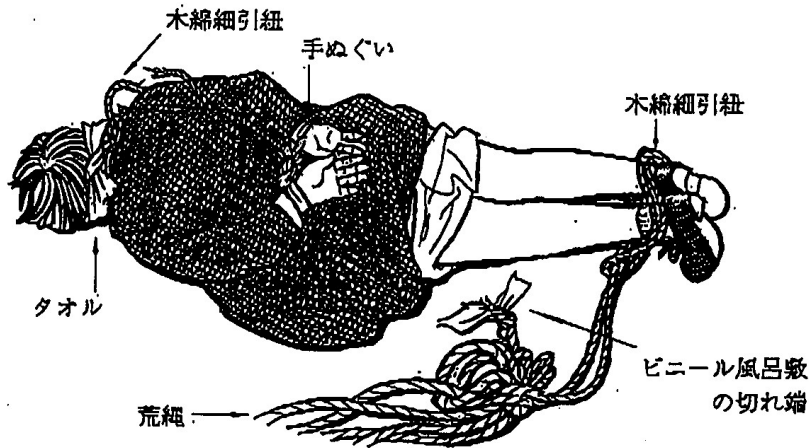
殺害方法の著しい変遷と死体の状況に対する無知が明らか（取調べ警察官の報告書）

犯行体験を語れない石川さんを警察官が想定にそって誘導していた

犯人なら説明できることが語れないこと（「無知の暴露」）は石川さんが犯人ではないことを示している。

(4) 警察官の偽証—裁判で警察官らは「スラスラ矛盾なく自白した」「自白調書は石川さんの言うとおりに作成した」と証言していたがウソだった。

(5) 自白調書と警察官証言によりかかった有罪判決の誤りは取調べ録音で明らか



▲発見された死体の状況



▲石川さんの取調べ（川越警察署分室）手錠、腰縄をつけられ取調べられた

6 第3次再審の現状と課題—証拠開示が進み無実の証拠が発見された

(1)開示された取調べ録音テープの重要性

①自白の強要・誘導 ②「無知の暴露」＝石川さんが犯行内容を語れなかったこと。警察官がヒントを与え、誘導し自白を作っていた。③石川さんは字が書けなかった。警察官が字を教えていた。それでも正しく書けていない。

(2)新証拠によって差別捜査の実態が明らかになった一元科捜研技官の鑑定

スコップを契機とする被差別部落に対する集中的な捜査（5/11～）

死体を埋めるのに使われたスコップは被差別部落のⅠ養豚場のものと決めつけ

→出入りの部落青年・石川さんを狙い打ち→石川さんに上申書を書かせ逮捕状請求

→「(字が)酷似している」と警察官が報告（5/21）→5・23石川さん逮捕

- (3)第3次再審の現状と課題—事実調べ（鑑定人尋問）実現から再審開始決定へ
有罪判決をつきくずす新証拠がつぎつぎと提出されている（筆跡・識字能力鑑定、
取調べテープと心理学鑑定、下山鑑定、コンピュータによる筆跡鑑定）
いずれも開示された証拠をもとにした科学的な鑑定。221点の新証拠
→ 証拠が出そろった段階で弁護団は鑑定人尋問を求めていく
- (4)検察官は弁護団の証拠開示請求に応じないばかりか、弁護団が出した新証拠に対し
て、つぎつぎと反証を提出。下山第2鑑定、福江鑑定に対して今後反証（専門家によ
る意見書）を提出するとしている。検察官は国民の税金を使って「再審妨害」

7 狭山事件の再審と司法改革の必要性

(1)証拠開示をどう実現するか いまこそ法改正が必要

第3次再審では証拠開示が進んだが、まだ多くの証拠が隠されている。再審におけ
る証拠開示の規定がない。検察官は「開示の必要性がない」として開示拒否。「不見
当」（証拠が見当たらない）と言うが、弁護側にはどんな証拠があるかもわからない。
2016年に改正刑事訴訟法附則で再審における証拠開示が今後の検討課題になった。

(2)冤罪事件の教訓と再審法改正の課題

足利事件、布川事件、東電社員殺害事件、東住吉事件など無期懲役判決を受けた冤
罪事件があいついで再審で無罪に。いずれも証拠開示と事実調べがカギ。熊本の松
橋事件でも証拠開示がカギになり、再審開始、無罪判決が出された。一方、現行の
再審請求には手続きの規定がほとんどない。裁判官まかせ→「再審格差」が生じて
いる。さらに、再審請求で弁護団の新証拠に対して検察官が反証をつぎつぎと出す。
裁判所がそれを取り入れて再審を取り消すことさえおきている。（袴田事件、大崎事
件）検察官の証拠活動は制限すべきではないのか。

再審法（刑事訴訟法）改正の必要性＝①再審における証拠開示の保障、②再
審開始決定に対する検察官の抗告の禁止、③再審請求人の拡大

(3)原点にかえって冤罪の真相と石川さんの無実をより多くの人に訴える

石川さんが無実を叫び続けて56年、44年以上も鑑定人の尋問など事実調べがお
こなわれていないことをより多くの市民にアピールすること。

映画「獄友」上映。さまざまな冤罪の現実と石川さんの闘いを市民に広げる。

主張



人権を踏みにじった最高裁、検察の不正義を徹底して批判しよう！
再審の逆流を許さず再審法改正、狭山再審勝利をかちとろう！

6月25日付けで最高裁判所第一小法廷（小池裕裁判長）がおこなった大崎事件の再審開始取消し・棄却決定は、市民の常識的感覚としてもおかしいことだらけだ。決定は冒頭で検察官の抗告には理由がないとしている。そもそも最高裁の審理は福岡高裁宮崎支部の再審開始決定に対して検察官が取消しを求めて特別抗告をおこなったことについての審理である。検察官の抗告に理由がないというなら棄却し再審開始を確定するべきだろう。最高裁は検察の抗告を棄却しながら職権で判断するとして、再審開始決定の根拠となった新証拠を否定しているが、事実調べもせずに証拠の評価を変更することができるのかも疑問だ。最高裁の審理は1年あまりだが、その間に鑑定人の尋問や弁護団の弁論もおこなっていない。突然、再審請求を棄却し、弁護団の異議申し立てに対しても審理しないと電話連絡してきたという。まさに再審の訴えを一方的に「強制終了」しているのだ。こうした最高裁の今回の棄却のやりかたは、最高裁は何でも判断でき、それは絶対に正しいと宣言しているようであり、きわめて権力的な姿勢を示している。

最高裁決定は再審開始決定を取り消さなければ「著しく正義に反する」と言って高裁に差し戻すのではなく自ら再審請求を棄却している。しかし、著しく正義に反するから自判するというのは、有罪判決を取り消し無罪とすべき場合の規定であるはずだ。冤罪の疑いが地裁でも高裁でも認められたものを有罪方向で自判することは許されないはずだ。無実の人が誤判によって有罪とされるということは著しい人権侵害であり正義に反する。再審制度はそのような誤判から無実の人を救済するためのものであり、人権擁護のための制度である。一貫して無実を叫びつづけ92歳になる

原口アヤ子さんの姿が報じられているなかで、再審開始決定を取り消し、再審請求を棄却した最高裁はとうてい「人権擁護の最後の砦」とはいえない。むしろ人権を踏みにじる司法の姿をあらわにしたものと言わざるをえない。

そもそも、鹿児島地裁で再審開始決定や福岡高裁宮崎支部の再審開始決定に対して検察官が抗告したことじたいが市民常識として疑問だ。さらに検察官は再審開始の根拠となった法医学者の鑑定を論難する別の法医学者の鑑定を作成し提出したりしている。検察官が弁護側の新証拠を否定するために学者や科学警察研究所に依頼して意見書を作成・提出するということは狭山事件の再審請求でもくりかえしおこなっている。この間も下山第2鑑定や福江鑑定に対する反証の意見書を提出するとしている。これらはすべて公費である。国民の税金を使って「再審妨害」をおこなっているのが検察官なのである。一方で、検察官は証拠開示請求に応じようとしないう。大崎事件では検察官が「ない」と言い続けてきた証拠が存在し、裁判所の勧告で開示された。検察官は証拠を隠し続けていたのだ。検察官は証拠を独占し、弁護側の証拠開示には応じようとせず、弁護側の新証拠に対しては公費を使って反証活動をおこなっている。こうした不公平、不公正が許されている司法制度の現状をわたしたちは変えなくてはならない。大崎事件の最高裁不当決定は、最高裁の不正義、検察官の不正義とともに現在の再審制度の欠陥も明らかにしている。狭山事件の第3次再審の闘いを一層強化するとともに、大崎事件・最高裁不当決定を徹底して批判し、再審の逆流を許さず、誤判救済のための司法改革、再審法改正をすすめよう。

鑑定人尋問・再審開始を実現しよう！ 再審の逆流を許さず再審法改正を！

1 この間の経過―検察官に 反証の提出時期等について 釈明を求める

弁護団は、蛍光X線分析でインクに含まれる元素を分析した下山第2鑑定を2018年8月に提出しました。石川さんの家から自白にもとづいて発見されたとして有罪証拠とされた万年筆のインクから、被害者が事件当日に使っていたインクに含まれるクロム元素が検出されなかったことを指摘し、発見万年筆が被害者のものであることに合理的疑いが生じていることを示した

鑑定書です。

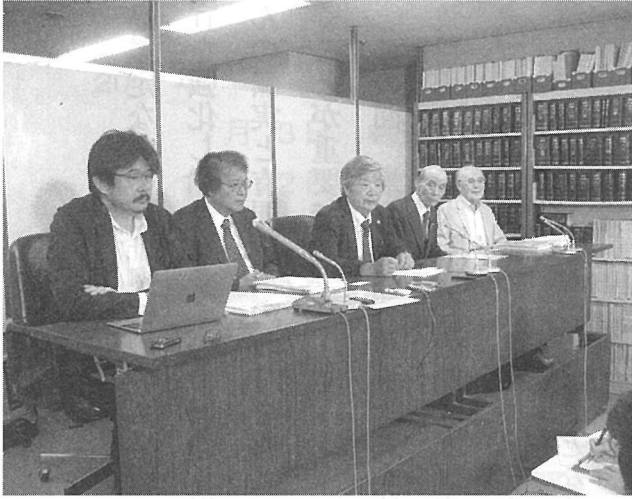
また、弁護団は昨年1月に、コンピュータによる筆者異同識別鑑定である福江鑑定を提出しましたが、これに対して検察官は科学警察研究所技官による反証意見書を提出しました。弁護団は、検察官の反証意見書に対して福江鑑定人による反論の意見書（福江意見書）を昨年12月に提出しました。

昨年12月の第38回三者協議で、検察官は下山第2鑑定に対して実験をおこなうなどして反証を提出すると述べたので、ことし4月におこなわれた第39



▲「再審妨害」を続ける検察庁

回三者協議で、弁護団は反証を提出する時期等について明らかにするよう検察官に求めました。検察官は下山第2



▲下山第2鑑定提出を受けておこなわれた弁護団の記者会見。
(2018年9月6日 裁判所内司法記者クラブ)

鑑定に対する反証の提出時期については答えず、あらたに福江意見書に対する反証を提出すると回答しました。

弁護団は、下山第2鑑定および福江意見書に対する反証の提出時期等について、書面で回答を求めました。検察官の回答は、下山第2鑑定に対する反論を検討中であり、見通しがたったら回答するというものでした。そこで弁護団は、第40回三者協議にむけて、さらに下山第2鑑定に対する反証、福江

意見書に対する反証について、内容や提出時期について明らかにするよう検察官に求める書面を7月末に提出しました。

2 第40回三者協議 (9月9日)

2019年9月9日、東京高裁で第40回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の後藤眞理子裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、中山主任弁護人、中北事務局長、横田、宇都宮、近藤、青木、平岡、小島、河村、山本、高橋、指宿、竹下、小野、福島各弁護士が出席しました。

前記の通り弁護団は反証の提出時期等について求釈明をおこなっていましたが、検察官は、福江意見書に対する反証については10月に提出の予定であると、下山第2鑑定に対する反証に

については見通しがたっていない状況であるとなりました。

弁護団は、今後、寺尾判決が有罪証拠にあげたスコップ、血液型、足跡に関する鑑定書を新証拠として提出することを裁判所に伝えました。

今回の三者協議は2019年12月中旬に開かれることになりました。

弁護団は、検察側から福江意見書、下山第2鑑定に対する反証が出されれば証拠によって徹底的に反論することになっています。

また、弁護団は、鑑定人尋問の請求にむけて準備をすすめています。鑑定人尋問の請求の時期は、弁護団の新証拠や検察官の反証、弁護側の再反論などが出されて以降になりますが、なんとしても鑑定人尋問を実現し、再審開始をかちとるために、弁護団がこの間提出した福江鑑定、下山第2鑑定、平岡鑑定、さらに齋藤指紋鑑定、原・巖

狭山第3次再審のこの間の経過

2017年

- 7月 3日 検察官が下山鑑定に対する反証を提出。
- 12月22日 東京高裁第4刑事部の裁判長が交代。後藤眞理子裁判長に。

2018年

- 1月15日 福江報告書（コンピュータによる筆者異同識別鑑定）を提出。99.9%の識別精度で脅迫状の筆者と石川さんは別人と鑑定。
- 6月18日 東京高裁（大島隆明裁判長）が袴田事件の再審開始決定を取り消し棄却する不当決定。
- 7月10日 スコップに関する元科捜研技官による鑑定書2通（平岡鑑定）を提出。
- 8月30日 下山第2鑑定を提出。蛍光X線分析によって発見万年筆に被害者が事件当日使っていたインク成分元素が含まれていないことを指摘したもの。
- 9月 検察官が福江鑑定に対する反証として科警研技官作成の意見書を提出。
- 12月20日 福江意見書（検察側意見書に対する福江鑑定人による再反論）、齋藤指紋鑑定、流王報告書を提出。
- 12月26日 第38回三者協議。検察官は下山第2鑑定、平岡鑑定に対して反証を提出すると述べる。

2019年

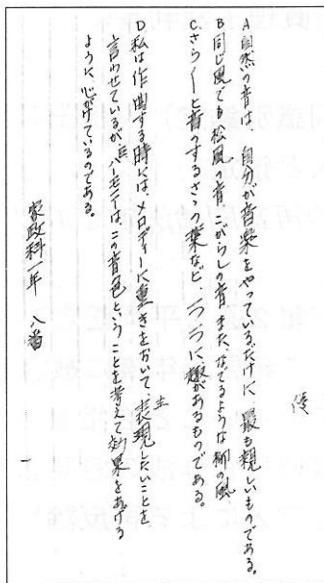
- 4月 1日 原・巖島鑑定を提出。心理学実験にもとづいて万年筆の発見経過の不合理性を指摘。提出された新証拠は211点に。
- 4月22日 第39回三者協議。弁護団から反証の提出予定について検察官に回答を求める。
- 5月 下山第2鑑定、福江意見書に対する反証を提出するとの検察官の回答が出される。
- 5月27日 布川事件の国賠裁判で東京地裁が、検察官の証拠隠し、警察の取り調べを違法とする判決。
- 6月25日 最高裁第1小法廷（小池裕裁判長）が、大崎事件の再審開始を取り消し・棄却する不当決定。
- 7月12日 弁護団が反証の提出時期等について検察官に回答を求める求釈明書を提出。
- 7月22日 検察官は平岡鑑定に対する反証はあらたに提出せず、以前提出した科警研技官の意見書をもって代えるとの回答。
- 7月29日 下山第2鑑定に対する反証の提出時期、内容等について検察官に回答を求める求釈明書を提出。
- 7月31日 東京高裁第4刑事部（後藤眞理子裁判長）が三鷹事件の再審請求で鑑定人尋問をおこなわず再審請求を棄却する不当決定。
- 9月 9日 第40回三者協議。検察官は、福江意見書に対する反証意見書は10月に提出する予定と述べる。

裁判所は鑑定人の尋問をおこない

下山第2 鑑定

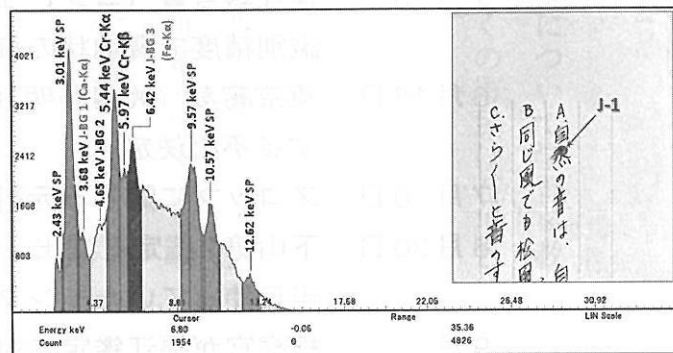
蛍光X線分析で
インク含有元素を検査

証拠の万年筆は被害者のものとはいえない

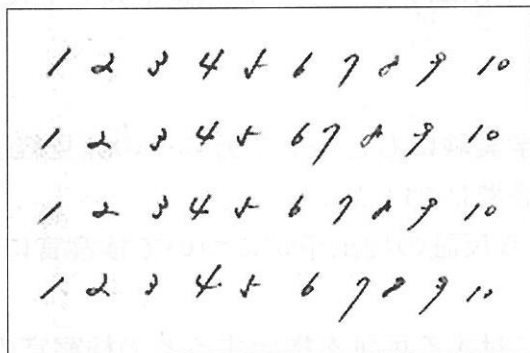


◀被害者が事件当日に書いたペン習字浄書のインク
＝クロム元素が含まれている

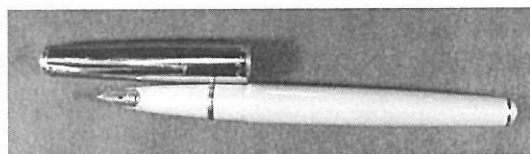
▼被害者が使っていた
インク瓶



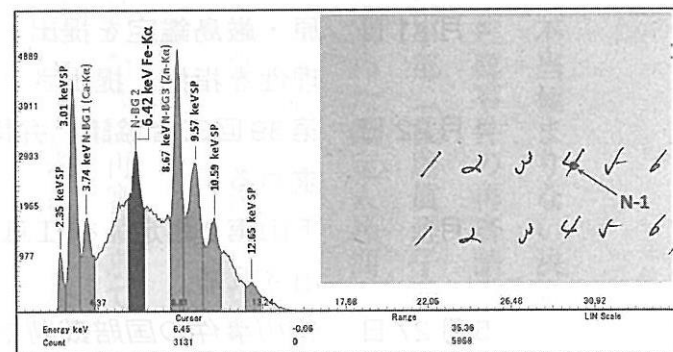
▲ペン習字浄書インクの蛍光X線分析の結果。蛍光X線がエネルギーごとにどれぐらいに発生しているかピークになってあらわれる。ピークの高さが測定された元素の数を示す。クロム元素固有の蛍光X線が発生していることがわかる。



◀発見万年筆で書いた数字
＝クロム元素が含まれていない



▲発見万年筆



▲発見万年筆で書いた「数字」インクの蛍光X線分析の結果。鉄元素が含まれているがクロムは含まれていない。(クロム固有の蛍光X線のピークがあらわれていない)

狭山事件では、石川さんの家から自白の通り被害者の万年筆が発見されたとして有罪の証拠となっています。下山進・吉備国際大学名誉教授は、蛍光X線分析装置を使って、証拠開示された発見万年筆で書いた数字のインクと被害者が書いたペン習字浄書のインクなどにふくまれる元素を調べました。その結果、被害者が事件当日に使っていたインクや被害者のインク瓶のインクにはクロム元素が含まれていましたが、発見万年筆のインクにはクロム元素が含まれていないことが明らかになりました。石川さんの家から発見されたとして有罪の証拠とされた万年筆には被害者の使っていたインクは入っておらず、被害者の万年筆とはいえないことが科学的に明らかにされたのです。

万年筆は疑問だらけだ
東京高裁は狭山事件の
再審開始を！

コンピュータによる 筆者異同識別鑑定

[illegible]

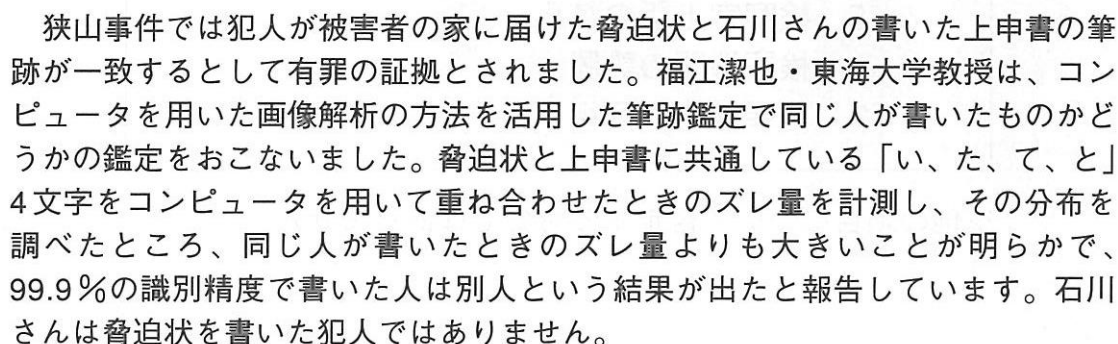
上申事 猿山申入御川ニオス
土工石川一夫 24才
江守太右衛門に在たが、五月一日の日の、
ほりかゝるなかに、おんといふことにて、かき
まて、なごかし、あすめのいのちが、ほいし、は
かぬき、20まい、お女、のわとに、在たして、五月二日
の、ごに、時、2時の、や、め、の、王、に、ま、を、け、つ、とい、て
おんに、おん、は、を、とり、て、おた、こと、おた、れ
の、や、た、こと、が、あり、せん
五月二日に
石川一夫
申上
上申の水村しけ
了からござへ
おしした、のでこの、お、ご、エモエでません
でし、た、そして、ゆう、は、人を、な、べて、ご、う、づ、な、て、し、ま、し、
ました

昭和38年6月21日 猿山 けいせい しやうぶ
石川一夫

コンピュータを使って筆跡を重ね合わせる

あ → あ ← あ あ → あ ← あ

同一人の場合 別人の場合



狭山事件の再審を開始すべきだ！